

議案第 70 号

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和 3 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

松阪市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例（令和 3 年松阪市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 28 条の 9 第 10 項」を「第 28 条の 9 第 10 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。